

# 令和5年度の奈良県における児童虐待の状況について

## 1. 令和5年度児童虐待相談対応件数（確定値）

○児童相談所の対応件数 1,945件 (県児相1,417件、奈良市児相528件)

対前年度比18.7%増

令和4年度1,639件 (県児相1,254件、奈良市児相385件)

○39市町村の対応件数 2,980件 対前年度比12.4%増 令和4年度2,652件

注1)「対応件数」は、児童相談所及び市町村が受け付けた児童虐待相談に対して行った対応（助言指導や措置等）の件数

注2)「対応件数」は、重複あり（児童相談所と市町村の両方で対応している案件があるため）

## 2. 令和5年度に児童相談所又は市町村が支援等の対象とした児童数

6,432人

【児童数の内訳】 心理的虐待 2,732人

ネグレクト 2,130人

身体的虐待 1,505人

性的虐待 65人

合計 6,432人

【参考】 令和2年度：5,198人

令和3年度：5,688人

令和4年度：6,591人

注)「児童数」は、児童相談所及び市町村が児童虐待対応にあたり、支援や見守りが必要なケースと判断し「進行管理」している

児童の総数（「虐待を受けた児童」と「虐待を受けるおそれがある児童」を合算した児童数）

## (1) 児童相談所の状況

- 「対応件数」は、令和4年度と比較すると306件増（18.7%増）となった。
- 「虐待種別」では、令和4年度と比較するとすべての虐待種別で件数が増加。
  - ・「心理的虐待」が127件増（15.7%増）
  - ・「身体的虐待」が96件増（22.7%増）
  - ・「ネグレクト」が73件増（19.0%増）
  - ・「性的虐待」が10件増（41.7%増）
  - ・「心理的虐待」が全体の約半数を占めており、その傾向は令和4年度と同様である。
- 「虐待通告の経路」では、「警察」「市町村」「近隣知人」の順に件数が多い。  
令和4年度と比較すると、
  - ・「警察」が98件増（16.1%増）
  - ・「市町村」が121件増（50.4%増）
  - ・「近隣知人」が16件増（6.4%増）

## (2) 市町村の状況

- 「対応件数」は、令和4年度と比較すると328件増（12.4%増）となった。
- 「虐待種別」では、令和4年度と比較すると
  - ・「心理的虐待」が137件増（11.4%増）
  - ・「ネグレクト」が122件増（14.9%増）
  - ・「身体的虐待」が72件増（11.7%増）
  - ・「性的虐待」が3件減（21.4%減）
  - ・「心理的虐待」が全体の約半数を占めており、その傾向は令和4年度と同様である。
- 「虐待通告の経路」では、「学校等」「都道府県」「児童福祉施設」の順に件数が多い。  
令和4年度と比較すると、
  - ・「都道府県」が210件増（39.9%増）
  - ・「児童福祉施設」（保育所、こども園等）が80件増（38.3%増）
  - ・学校等が115件増（15.4%増）

## (3) 分析等

- 対応件数は、コロナ禍の令和2年度～令和4年度において横ばい又は減少傾向であったが、児童相談所、市町村ともに令和5年度に増加した。令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類適用となり、行動制限が解除されたことで虐待が顕在化しやすくなったと考えられる。また、令和5年6月に県内で発生した児童虐待死亡事案により、県民や関係機関の児童虐待に対する意識の高まりもあったと考えられる。
- 今後とも、児童虐待の未然防止と早期対応のため、児童相談所と市町村の体制強化及び専門性の向上に努めるとともに、学校や警察等の関係機関との連携強化をより一層図っていく。

＜別添資料＞

- ・資料1 奈良県の児童虐待相談対応件数の推移
- ・資料2 令和5年度 児童虐待相談の状況について（児童相談所）
- ・資料3 令和5年度 児童虐待相談の状況について（市町村）